
令和 6 年度第 2 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 5 月 1 4 日（火） 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一			
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田	輝正
	3 番	明治	良一	4 番	岸本	慶子
	5 番	衣笠	指図	6 番	横野	俊彦
	7 番	大村	祥一朗	8 番	上田	正人
	9 番	大谷	誠一	1 0 番	細田	邦男
	1 1 番	山本	知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範	山田	裕人
	公賀	義高	中嶋	美枝子

4. 欠席委員 川村 忠幸

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|---------------------------------|-------------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 1 0 番 細田 邦男 | 1 1 番 山本 知司 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 非農地証明願について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積計画の決定について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員	事務局長	西山 千華子	係 長	尾崎 千穂
	主 任	奥谷 真好		

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、川村委員の 1 名です。

農業委員 出席者数 13 名

農地利用最適化推進委員 出席者数 14 名

定足数に達していますので、令和 6 年度第 2 回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10 番 細田邦男委員、11 番 山本知司委員、にお願いします。

次に日程第 2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。

報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。6 ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は 3 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告 3 非農地証明願について。1 件の申請がありました。8 ページをご覧ください。【受付番号 4-1】日下部●●●●番●、年月日は不詳ですが耕作しておらず、現在は山林となっています。現地確認を東田委員、川村職務代理、中嶋推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。

報告 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。9 ページをご覧ください。6 件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しまし

事務局	た。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見等がある方はよろしくお願ひします。 はい、井上委員。
井上推進委員	すいません、推進委員の井上ですけれども、合意解約の関係で住所が一緒に、多分親子とか、という関係かどうかは知りませんけれども、単に合意解約ということであるんですけれども、何かそういうのは理由があるのでしょうか。
議長（会長）	事務局、お願いします。
事務局	はい。それでは、合意解約の 3-1 です。こちらの土地につきましては、この度、公共事業の関係で工事が入りますので、一旦、契約の方を解除しまして、事業の方にかかります。また、終了後は、再度賃借を行う予定になっております。4-2 については、第三者の方への賃借ということで、また次の議案の方に出てまいります。5-3 につきましては、こちらでもまた次の議案に出くるんですが、こちらの農地を、今は果樹園になっているんですけれども、こちらの農地を水田の方に再生しまして貸し付けるということで、一旦解約を行いまして、事業を行うようになっております。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
井上推進委員	はい、ありがとうございます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。 その他、ございましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ないようですので、次に移らせていただきたいと思います。 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 1-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 1-1 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】

事務局	土地の所在地 徳丸地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 244 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんが管理されていた畑について、譲受人の●●●●さんから譲り受けた旨相談され、この度売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地でも果樹を栽培される予定です。通作については、自宅から 100m 程度であり問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は 40 年以上農業従事期間がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、7 番 大村祥一郎委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
大村委員	7 番の大村です。報告させていただきます。5 月の 6 日に電話ですけれども、●●さん●●さん、双方に確認を取りました。 ●●さんは以前から、●●さんの農地ではあったんですけれども、草取り等の管理はされておったみたいで、この度、農地を譲り受けようというふうに思われたみたいです。今、局長さんが言われたみたいに、許可がおりれば果樹を植えて、現在は何も作っておられないですけれども、果樹を植えて栽培していこうというふうに言われておりましたので問題ないかと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等があればお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので、採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 1-1 について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について説明します。 八頭町長から令和 6 年 4 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は利用権設定分が、新規 1 件です。面積は、田が 3, 517 ㎡（3 筆）です。 町の基本構想に適合しており、またこの農地は今回の農用地利用集積等促進計画によって農事組合法人●●●●へ貸付けが計画されています。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。利用権設定分 受付番号 1-1 について審議を行います。 これにつきましては、事前調査といたしまして、1 2 番、私の方が事前調査をさせていただいておりますので、報告させていただきます。 受渡人の●●さん、この方につきましては、5 月 2 日に電話で確認しましたところ、この土地につきましては、受人の●●さんの方にお渡しするということです。この●●さんっていう方には兄がおられまして、お兄さんが麻生地区で農業をしておられましたけれども、お兄さんが亡くなったということで、この土地をですね、●●さんの方が受け取るということです。鳥取市内におられるということで、農業等ができないということですので、●●●●の会員である●●さんの方へ譲り渡しをするということになっております。 この件につきましては、農用地利用集積等促進計画の方でまた報告があると思いますけども。この土地につきましては、●●●●の方に委託をされるというようなことで申請が出ております。これにつきましても、●●●●の代表の●●さん方に連絡をして、そのように受けている、対応をするということでお話を聞かしていただいております。 以上でですね、報告の方をさせていただきたいと思います。
議長（会長）	この件に関して質問意見がある方は、お願いしたいと思います。

議長（会長）	移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 1-1 について申請どおり決定します。 以上で、議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和 6 年 4 月 30 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 12-1 から 24-13 について説明します。 この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 12,348 m²（8 筆）と既に機構へ貸し出されている農用地 14,088 m²（12 筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ、16,840 m²（14 筆）、その他 3 名の個人耕作者へ 4,875 m²（4 筆）を貸付し、農地 4,721 m²（2 筆）は機構が保有し、再生活用事業を行った後、担い手に貸付けするものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行いたいと思います。整理番号 12-1 から 24-13 につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等ありませんでしょうか。 その前にですね、受付番号 23-12、24-13 について事務局より説明をお願いしたいと思います。
事務局	こちらの 2 筆につきましては、機構中間保有地再生活用事業といいまして、この 2 筆とも以前は、樹園地だったところになります。 今、廃園をして荒廃農地ということになっております。こちらの農地を一度機構の方に貸し出しまして、機構の方で、樹園地の雑木の撤去であるとか、果樹棚などの撤去、あとは土壌改良などを行いまして、この度は水田の方に再生をしまして、その後、それぞれ、貸し出し、●●●●さん、●●●●さんの方に貸し出しをする予定となっております。こちらは、単県の事業です。一旦、機構さんの

事務局	方が保有する必要がありますので、今回の議案では一度、機構さんの方に貸し出す、というところまでの議案となっております。以上です。
議長（会長）	これについては、県の方の助成金助成制度があって、それを活用してですね、水田の方に変えられたということ聞いております。 そうしますと、皆さんの方のご意見等をお聞きしたいと思います。質問のある方はよろしくお願いします。 はい。井上推進委員。
井上推進委員	一番最初の12-1ですね。●●●●、前月しいたけ栽培の関係で、建物を建てて、実施をするという格好で許可になったところがあるんですけども、このたび面積は167㎡というわずかなんですけども、これ何に利用される予定で、貸付を受けられるのかなっていうのが、ちょっと知りたかったんですけども。
議長（会長）	事務局、お願いします。
大谷委員	私が答えましょうか。前回、364の申請が出てます。実は363-2も事業の計画に入ってるんですけど、1枚の田んぼに2筆あるのに気がついておられなくて、申請者が。そこに違う筆があるよっていうのに私が気づいて、もう1筆含まれていますよということを私が伝えて、こちらと一緒に借りてくださいねという話をしました。
井上推進委員	わかりました。364がでていて、今回これ1枚の田んぼの中に、別のあるということで、今回出されたということですね。
大谷委員	そうです。
井上推進委員	分かりました。
議長（会長）	大谷委員の方が内容的なものを理解されて、農業委員会の方に再度申請をされた。という形でいいですか。
大谷委員	はい、いいです。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。井上委員、よろしいでしょうか。
井上推進委員	はい、いいです。

議長（会長）	他にご意見等がありましたら、
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	では、無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 12-1 から 24-13 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 令和 5 年度の点検評価及び令和 6 年度の活動計画について 2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は 6 月 13 日（木）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 2 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 10 分）